

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について、損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 その他の損害

（ただし、下記期間において、避難に伴い冷蔵庫、食器棚及び喪服を購入せざるを得なくなった損害に限る）

期間 自 平成23年4月11日

 至 同年4月23日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対して、前項記載の損害項目に関する和解金として金5万7千円（申立人らの連帯債権）を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら両名が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年2月19日

（仲介委員長 中村芳彦、仲介委員 山田宣郷、同 北澤尚登）